

※特別研究員制度をご存知ない方に、本制度を説明する際にご利用ください。

特別研究員制度の概要

特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研学生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題・研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与える制度です。

独立行政法人日本学術振興会は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する者を特別研究員に採用し、研究奨励金を支給します。

特別研究員 HP : <https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

項目	内容
研究奨励金	日本学術振興会は、特別研究員に対し、 研究奨励金 を支給する。 ※研究奨励金は、税法上は 給与所得 として扱われる。
昇給、賞与、 その他手当	なし
支 払 日	原則毎月20日 (その日が土日祝日の場合は翌営業日) (毎年4月分は5月分と一緒に5月に支給)
支 払 方 法	銀行振込 (本人が希望する、日本国内の本人名義銀行等口座へ振込)
研究従事場所	我が国の大学等研究機関(受入研究者が在籍する研究機関)
研究従事時間	特別研究員は採用期間中、研究専念義務に従って、申請書記載の研究計画に基づき研究に従事しなければならない。 ※出産・育児、病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除く。
税 金 関 係	所得税は源泉徴収、住民税は普通徴収(納付通知書が届いたら各自納付)
保 険 関 係	国民健康保険・国民年金等 ※各特別研究員が市区町村へ問合せの上、加入手続きを行う。

特別研究員制度に関する連絡先は、次のとおりです。

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会

研究者養成課 特別研究員事業担当

電 話 (03) 3263-4998 採用中の問い合わせ先(身分・研究奨励金・海外渡航関係等)

M a i l yousei3@jsps.go.jp

ファクシミリ (03) 3222-1986

電話連絡受付時間帯 9:30~12:00 及び 13:00~17:00